

昭和 35 年度 農業改良資金融資方針決まる

農業改良資金の本年度の細目が決定しました。借入れ手続きについては、県農業改良課によれば、次の要領で行なわれることになっています。

技術導入資金の場合、県で定める貸付申請書に所定の事業計画を添えて、正副 2 通を作成し関係農協へ提出して下さい。農協はこの申請書に必要な意見を記入して市町村、普及所、農林事務所を経て県に提出することになります。

施設資金の融資を受けようとする方は、債務保証委託申請書に事業計画を記入し、見積書、設計書を

添付して、正副 2 通を農協に提出して下さい。農協はこの申請書に必要な意見を記入し、また契約証書を添付して普及所、農林事務所を経て県に提出します。そして、正本は県信連を経て県に提出されます。

このようにして提出された技術導入資金の申請書及び施設資金の申請書は、申請事項について検討、審査が行なわれ、貸付け決定後に、決定通知書とともに県信連、農協を通じて資金が貸付けされることになります。

簡単な手続きでしかも無利子または長期低利に融

岡山畜産便り 1960.07

資されますから、ご希望の方は早目に農協か普及所に相談して、関係書類を受付け期限までに提出して下さい。

技術導入資金貸付計画表(畜産関係分のみ)

償還期間	資金の種類	単 価	貸付金	申請書 受付期間	決定期日	備 考
3 年	駄鶏淘汰促進	円 1,400	円 1,470,000	6～7月	8 月	(特認事業)

施設・資金融資計画表（畜産関係のみ）

償還期間	資金の種類	単価	総事業費	融資額	融資利率	利子補給率	申請書受付期間	決定期日	
指 定 事 業	1年措置 5年償還	飼料用動力カッター	70	700	560	10.0	0	3~4. 8~9月	5. 10月
	1年措置 5年償還	堆肥舎	72	10,800	8,640	8.1	1.9	8~9. 12~1月	10. 2月
		畜舎（豚舎を含む）	100	5,000	4,000	8.1	1.9	8~9. 12~1月	10. 2月
		サイロ	15	450	400	8.1	1.9	8~9. 12~1月	10. 2月
	1年措置 10年償還	農道索道	272	1,360	1,088	5.0	5.0	8~9. 12~1月	10. 2月
		牧野造成, 飼料畑造成	46	460	363	5.0	5.0	8~9. 12~1月	10. 2月
		畑作農家総合指導施設	1,050	7,350	5,880	8.1	1.9	3~4. 8~9月	5. 10月
特認 事業	1年措置 5年償還	中小家畜舎（鶏舎）	50	2,500	2,000	10.0	0	4~5. 8~9月	6. 10月

岡山県農業改良資金債務保証に係る標準資金需要額（昭和31年11月6日）（岡山県告示第720号）（畜産関係のみ）

資金の種類	貸付対象施設	標準事業費	貸付の相手方
3 畜力用農機具の取得に要する資金	畜力用農機具（すき, カルチベーター部品, 砕土機, 水田培土機, 溝浚機, 水田中耕除草機）のうち二種類以上組み合わせたもの	動力用農機具 1台につき 6,000円 カルチベーター本機 6,000円 " 部品 8,000円 砕土機 5,000円 水田培養機 6,000円 溝浚機 6,000円 水田中耕除草機 4,000円 以上を適宜組み合わせたもの	開拓者及び自作農維持創設資金融通法（昭和35年法律第165号）に基づく貸付けを受けたものを除く。
6 飼料用動力カッターの取得に要する資金	飼料用動力カッター	動力カッター 吹上式 1台 35,000円 切落式 1台 15,000円 原動力を同時に必要とする場合 モーター（2馬力） 30,000円 発動機（"） 35,000円	開拓者, 集約酪農地域内において乳牛を飼育する者, 自作農維持創設資金融通法に基づき貸付けを受けた者及び寒冷地における雌牛の無償貸付け及び譲渡等に関する省令（昭和32年農林省令第47号）の規定に基づき県から国有家畜の飼育管理の委託を受けた者を除く。
12 畜舎（改良豚舎を含む）の造成に要する資金	大家畜用畜舎の新設（これに直接付帯する尿溜を含む）	1棟当り 6坪 （坪当り 20,000円） 小型（15坪） 100,000円 大型（20坪） 200,000円	上記同
13 サイロの造成に要する資金	サイロの新設	小型（5尺×10尺） 1基 15,000円 大型（9尺×18尺） 1基 90,000円	上記同
15 事業が125,000円以下の草地達成又は改良の事業に要する資金	1団地の事業に対する事業費が125,000円以下の草地の造成又は改良（障害物の除去, 起土整地及び土地改良資材, 牧草種子）	1町当り 37,000円	
18 鶏舎の造成に要する資金	鶏舎の新設 鶏舎	鶏舎 3.3㎡ 20,000円 最高 3.3㎡ 200,000円まで	開拓者, 及び自作農維持創設資金融通法に基づく融資を受けた者を除く。